

国不建第135号
令和2年9月18日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

災害に備えた待機時における作業員等の安全確保について

建設企業は、災害発生時の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する工事を最前線で担う「地域の守り手」として、住民の安全・安心の確保に大変重要な役割を果たしています。

各種団体等との災害協定や維持工事の契約等に基づく出動要請に備えて待機する場合には、当該待機拠点について、あらかじめ、ハザードマップで災害の危険性を確認し、作業員等へ周知することや、万が一、災害の危険が差し迫った際には、避難情報等に注意し、作業員等の安全確保を最優先に行動することが極めて重要です。

これらの点について、災害協定締結業者や維持工事等の契約相手方に周知するよう、別添1、2及び3のとおり、地方整備局及び地方公共団体等宛てに通知されておりますので、各通知の記載内容について十分ご留意いただくとともに、傘下企業に対する周知・徹底をお願いいたします。

[別添1] 水管理・国土保全局防災課長から地方整備局等あて通知（国水防第93号）

[別紙2] 大臣官房技術調査課長から地方整備局等あて通知（国官技第168号）

[別添3] 不動産・建設経済局建設業課長から各都道府県入札契約担当部局長あて通知
(国不入企第14号)